

## 岡崎市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年3月16日岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、ひとり親家庭の生活の安定とこどもの健やかな成長を支援し、ひとり親の養育費の取決め内容の債務名義化を促進するため、予算の範囲内において岡崎市養育費に関する公正証書作成費等補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、ひとり親とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で20歳未満の児童を現に扶養する者をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、岡崎市に居住し、交付申請時において、ひとり親であって、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- (2) 養育費の取決めに係る公正証書等の債務名義を有している者
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていない者

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 公正証書の作成に要する経費
    - ア 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
    - イ 戸籍謄本等添付書類取得費用
    - ウ その他公証役場から提出を求められた資料等に要するもの
  - (2) 家庭裁判所の調停申立て、または裁判に要する経費。養育費請求調停のほか、養育費に関する取決めを含む場合は、夫婦関係調整調停も対象とする。
    - ア 収入印紙代
    - イ 切手代
    - ウ 戸籍謄本等添付書類取得費用
    - エ その他裁判所から提出を求められた資料等に要するもの
- 2 補助金の額は、補助対象経費の全額又は3万円のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡崎市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付申請書（様式第1号）を、公正証書その他の補助金の交付の対象となる債務名義の作成日（養育費請求調停の申立てを行った場合は、調停成立日又は家庭裁判所による審判日、夫婦関係調整調停により養育費の取扱いを定めた場合は、離婚日）の翌日から起算して6か月以内に、市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない特別の事情がある場合には、この限りでない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

なお、第3号から第5号に定める書類については、確認のうえ必要に応じて写しを取り、申請者に返却する。

- (1) 当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親が児童扶養手当受給者の場合）
- (3) 補助対象経費の領収書等金額が分かるもの
- (4) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化したものに限る。以下同じ。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否及び補助金の額について決定する。

2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し、岡崎市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により通知する。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、岡崎市養育費に関する公正証書作成費等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（審査に係る留意事項）

第7条 市長は、第5条第2項第3号に定める書類について、次の事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、郵便局または官公署が発行する領収証書及びレシートについては、当該事項の一部が記載されていない場合でも、その内容について申請者の確認がとれたときは、第5条第2項第3号の領収書等とみなして取り扱うことができる。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容

(5) 領収者の住所、氏名及び領収印

2 市長は、第5条第2項第4号に定める養育費の取決めを交わした文書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

(1) 養育費に関する取決め

(2) 強制執行認諾条項（公正証書に限る。）

（補助金の請求及び交付）

第8条 第6条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書を受領後、速やかに岡崎市養育費に関する公正証書作成費等補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 虚偽の申請等の不正な行為により補助金の交付を受けたとき

(2) 関係法令等に違反したとき

(3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、岡崎市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、施行日以降に取決めを交わした文書に係る費用について適用する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。